

# 平成28年度第3次行財政改革アクションプラン取組状況等について

## 平成28年度アクションプラン取組結果一覧について

★アクションプラン達成率 87%

＜年度取組実績の取組指標（数値目標）達成率について＞

取組内容の指標（数値目標）、年度スケジュール、取組の実施計画及び当該年度の実施計画・実績の期別活動状況を総合的に判断して、達成率を5段階で表示。

①100%－設定した目標を達成したもの  
 ②75%－目標までもう一步のもの（近いうちに完了予定）  
 ③50%－目標まで半分達成したもの（継続中である）  
 ④25%－目標達成に向け着手したばかりのもの  
 ⑤0%－達成手段を模索中のもの

重点項目別達成状況 (単位：件数)

達成率	1	2	3	4	5	計
100%	6	18	12	10	7	53
75%	0	4	2	3	0	9
50%	1	4	1	0	2	8
25%	0	0	0	0	0	0
0%	1	0	0	2	0	3
H27完了	0	1	0	1	0	2
計	8	27	15	16	9	75

No.	重点項目	具体的な取組	所管課	取組指標	平成28年度				今後の課題等及び次年度以降の取組方針
					取組内容	取組実施計画	取組実績	達成率	
1	1. 健全な市財政の確立	健全化判断比率の改善 1-①	財政課	実質赤字比率＝算定されないこと 連結実質赤字比率＝算定されないこと 実質公債費比率＝12%未満 将来負担比率＝40%未満	実施	・実質赤字比率＝算定されない ・連結実質赤字比率＝算定されない ・実質公債費比率＝12%未満 ・将来負担比率＝40%未満	・実質公債費比率＝7.2% ・将来負担比率＝0.7%	100%	普通交付税の段階的縮減に対応できるような財政運営を行う必要がある。引き続き、積極的な市債の繰上償還に取り組む。
2		経常経費の削減 1-②	財政課	経常経費を、平成28年度までに平成25年度対比6.0%以上削減（毎年度2.0%以上）する	実施	・平成25年度対比6%を削減。 （平成25年度対比▲112,471千円）	・平成25年度対比6.6%を削減。 （平成25年度対比▲123,722千円）	100%	普通交付税の段階的縮減に対応できるような財政運営を行う必要がある。引き続き、効率的な予算執行に努めることにより経常経費の縮減を図る。
3		市債発行額の管理 1-③	財政課	市債の発行額（臨時財政対策債を除く）を各年度元金償還額の範囲内とする	実施	・市債発行額（臨時債除く）を元金償還額の範囲内とする	・市債発行額（臨時債除く）＝6,282,800千円 ・元金償還額（臨時債除く）＝6,483,091千円	100%	県内他市と比較して、一人当たりの市債残高は未だ高い水準にあり、更なる市債残高の削減に努める必要がある。市債充当対象事業の選定においては、市民福祉の向上や費用対効果等を総合的に検討することとする。
4		定員適正化計画の策定・推進 1-④	総務課	・職員数を、平成27年度までに平成25年度対比12人純減する ・新たな定員適正化計画を策定し、職員の削減に努める	実施	・第3次定員適正化計画の推進	・職員数＝570人 退職者＝22人（平成28.3.31） 新規採用者＝24人（平成28.4.1） 2人増	100%	事務事業の合理化・簡素化に取り組み、時代の変化に対応するための組織機構の再編を検討し、住民サービスの水準に配慮しつつ、職員の削減に努める必要がある。引き続き、簡素で効率的な行政体制の整備に資するため、第3次定員適正化計画に基づき、計画的な定員管理に努める。
5		総人件費の抑制 1-⑤	総務課	人件費予算額を、平成28年度までに平成25年度対比2.0%削減する	実施	・平成25年度対比2.0%を削減 （平成25年度対比▲87,984千円）	・平成25年度対比0.06%を削減。 （平成25年度対比▲2,757千円） 給与等に関する勧告による引き上げ及び共済組合の負担金の増等に伴う共済費の増加	0%	人事院勧告や県人事委員会勧告に基づき、引き上げ改正を行っていることから、平成28年度予算において総人件費の削減が達成できなかった。しかし、引き続き、第3次定員適正化計画に基づき、適正な定員管理に取り組むとともに、再任用の活用による職員定数の削減を図る。
6		市単独補助金の削減 1-⑥	企画課	市単独補助金を、平成28年度までに平成25年度対比3.0%削減する	実施	・平成25年度対比3.0%を削減 （平成25年度対比▲7,340千円）	平成25年度対比16.4%を削減。 （平成25年度対比▲40,032千円）	100%	補助金制度全般にわたる統一的、継続的な見直しの視点に立ち、補助金の必要性や費用対効果、経費負担のあり方等について検証する必要がある。基準の運用方法等、補助金制度の構築に向け、補助金評価検討会において、統一的な交付基準及び評価・見直し基準を策定する中で補助金の評価を行い、より適切な補助金交付に努める。
7		団体への運営補助金の削減 1-⑥	企画課	各種団体への運営補助金を、平成28年度までに平成25年度対比3.0%削減する	実施	・平成25年度対比3.0%を削減 （平成25年度対比▲3,652千円）	平成25年度対比12.3%を削減。 （平成25年度対比▲15,027千円）	100%	
8		補助金等評価検討会の創設 1-⑥	企画課	（仮称）補助金等評価検討会を創設し、補助金の整理統合を図る	実施	・補助金等評価検討会の創設 ・先進自治体の情報収集、分析	先進地自治体の情報収集に努めた。また、補助金評価検討会を創設するとともに、補助金の洗い出し及び性質別分類を行った。	50%	



No.	重点項目	具体的な取組	所管課	取組指標	平成28年度				今後の課題等及び次年度以降の取組方針
					取組内容	取組実施計画	取組実績	達成率	
9	2. 自主財源の確保と負担の公平化の実現	保育料の見直し 2-①	子育て支援課	保育料の見直しを行い、負担の公平性に努める	—	—	—	H27完了	—
10		放課後児童クラブ利用料の見直し 2-①	子育て支援課	放課後児童クラブ利用料の見直しを行い、負担の公平性に努める	実施	・保育料引き上げ額の検討 ・条例改正	他自治体の状況調査を行うとともに、放課後児童クラブも含めた子育て支援策について、総合的な見直しを検討した。	50%	総合戦略に基づく子育て支援の充実(経済的負担の軽減)と負担の公平性の確保という観点から、総合的に検討する必要がある。少子化対策本部及び子ども・子育て会議の意見を伺い、総合的に検討していく。
11		下水道使用料の見直し 2-①	下水道課	下水道使用料の見直し	検討	・H27使用料金及び受益者分担金の分析、調査	下水道受益者分担金について、今後の方向性(統一等)について協議を行った。	50%	下水道審議会における協議の結果により、公営企業会計移行に向けた取組として、将来を見据えた適正な使用料単価の把握は必要であるが、平成26年度において改定を実施しているため、まずは受益者分担金の分析及び見直しが必要である。公営企業会計移行へ向け、現行の下水道受益者分担金について見直しを検討する。
12		市税収率の向上 2-②	収納課	現年分収率を平成28年度までに市税98.3%にする	実施	・収率=98.3%	・収率=98.6%	100%	調査等の事務手続きに多大な時間を要することが課題である。電話による督促、臨戸訪問や納税相談等による滞納の早期解消とともに、財産調査をより迅速化して滞納処分を実施する中で、収率の向上を図っていく。
13		国民健康保険税収率の向上 2-②	市民課	現年分収率を平成28年度までに国民健康保険税94.0%にする	実施	・収率=94.0%	・収率=96.0%	100%	短期証・資格証の発行時の納付指導を強化するとともに、臨戸訪問を強化する必要がある。収率の伸びを維持できるよう、既存の取組を着実に推進していく。
14		後期高齢者医療保険料収率の向上 2-②	市民課	現年分収率を平成28年度までに後期高齢者医療保険料99.5%にする	実施	・収率=99.5%	・収率=99.7%	100%	普通徴収分の未納額を減らす必要がある。通知、電話による納付の促進を行うとともに、口座振替の勧奨を行う。
15		介護保険料収率の向上 2-②	介護支援課	現年分収率を平成28年度までに介護保険料99.0%にする	実施	・収率=99.0%	・収率=99.3%	100%	資格取得時等に支払方法が納付書払いとなった際に滞納が発生するため、各種通知や電話等で口座振替の推進を行い、収率向上に努める必要がある。口座振替による納付の促進を図る取組を行うとともに、利便性向上のため、コンビニ収納の導入を行う。
16		保育料収率の向上 2-②	子育て支援課	現年分収率を平成28年度までに保育料99.0%にする	実施	・収率=99.0%	・収率=99.5%	100%	更なる徴収方法の改善を行う必要がある。引き続き、口座振替の推進や保育園を通じた督促状、催告書の手渡しを行い、納付を促すほか、電話連絡や戸別訪問を強化する。
17		水道使用料収率の向上 2-②	水道課	現年分収率を平成28年度までに水道使用料98.5%にする	実施	・収率=98.5%	・収率=98.6%	100%	私債権管理条例、水道料金未納整理事務取扱要綱等、関係法令に基づく運用方法と滞納整理及び給水停止等の実施体制の確立が必要である。また、新設される「上下水道お客様センター」による効率的な業務の推進と経営改善へ向け、積極的に取り組む必要がある。公金等徴収業務の民間委託による新体制を確立し、効率的かつ効果的な徴収業務の取組を推進する。
18		下水道使用料収率の向上 2-②	下水道課	現年分収率を平成28年度までに下水道使用料98.2%にする	実施	・収率=98.2%	・収率=98.8%	100%	地方税法等、関係法令に基づく運用方法と滞納整理の実施体制を確立する必要がある。また、新設される「上下水道お客様センター」の安定稼働に向けて取り組む必要がある。平成29年4月から上下水道の料金徴収に関する業務を民間業者に委託し、新たに「上下水道お客様センター」を設置する。また、民間事業者が目標とする収率達成のため、様々な手法を取り入れ、早期収納と収率の向上に努める。
19		住宅使用料収率の向上 2-②	住宅課	現年分収率を平成28年度までに住宅使用料96.3%にする	実施	・収率=96.3%	・収率=97.3%	100%	滞納者への電話催告及び臨戸訪問の頻度を高める必要がある。また、収率向上のため、口座振替の再引き落とし及びコンビニ納付も有効であるとの考えから、引き続き検討したい。収納課等との情報連携を高めること、及び電話催告等の更なる強化を図る。また、未納額が低額のうちに納付相談を行うことにより一定の効果があることから、早期の問題解決に努める。
20		学校給食費収率の向上 2-②	学校給食課	現年分収率を平成28年度までに学校給食費99.5%にする	実施	・収率=99.5%	・収率=99.3%	75%	受益と負担の公平性の観点から、収率の向上に努める必要がある。納付相談や臨戸訪問等を行う中で、更なる収率向上に努める。
21		市税滞納繰越分収率の向上 2-③	収納課	滞納繰越分収率を平成28年度までに市税23.0%にする	実施	・収率=23.0%	・収率=24.5%	100%	調査等の事務手続きに多大な時間を要することが課題である。電話による督促、臨戸訪問や納税相談等による滞納の早期解消とともに、財産調査をより迅速化して滞納処分を実施する中で、収率の向上を図っていく。
22		国民健康保険税滞納繰越分収率の向上 2-③	市民課	滞納繰越分収率を平成28年度までに国民健康保険税28.0%にする	実施	・収率=28.0%	・収率=29.9%	100%	今後、滞納繰越分収率の大幅な伸びは難しいと思われるが、少しずつでも上昇させられるように、着実に既存の取組を推進していく必要がある。収納課との協力体制を強め、納税相談や臨戸訪問を強化する。
23		後期高齢者医療保険料滞納繰越分収率の向上 2-③	市民課	滞納繰越分収率を平成28年度までに後期高齢者医療保険料42.0%にする	実施	・収率=42.0%	・収率=60.3%	100%	滞納者個々への対応を収納課と相談しながら行う必要がある。納付相談の案内を送付するとともに、収納課と連携する中で適正な滞納処分を実施する。
24		介護保険料滞納繰越分収率の向上 2-③	介護支援課	滞納繰越分収率を平成28年度までに介護保険料33.1%にする	実施	・収率=33.1%	・収率=41.3%	100%	低所得な高齢者が増加する中で滞納額が増加すること、また、サービスを利用する際に給付制限となる方が増加することが課題である。収納課と連携を強化し、早い段階から納付相談や臨戸訪問等を行い、定期納付してもらうことで収率の向上に努める。
25		保育料滞納繰越分収率の向上 2-③	子育て支援課	滞納繰越分収率を平成28年度までに保育料19.0%にする	実施	・収率=19.0%	・収率=41.7%	100%	更なる徴収方法の改善を行う必要がある。引き続き、園を通じた催告書の手渡しを行う中で納付を促すほか、電話連絡及び戸別訪問を強化し、収率の向上に取り組む。
26		水道使用料滞納繰越分収率の向上 2-③	水道課	滞納繰越分収率を平成28年度までに水道使用料14.0%にする	実施	・収率=14.0%	・収率=10.3%	50%	私債権管理条例、水道料金未納整理事務取扱要綱等、関係法令に基づく運用方法と滞納整理及び給水停止等の実施体制の確立が必要である。公金等徴収業務の民間委託による新体制を確立し、効率的かつ効果的な徴収業務の取組を推進する。
27		下水道使用料滞納繰越分収率の向上 2-③	下水道課	滞納繰越分収率を平成28年度までに下水道使用料11.7%にする	実施	・収率=11.7%	・収率=10.0%	75%	悪質な滞納者への対応が課題である。関係法令に基づく運用方法と滞納整理等の実施体制の確立が必要である。平成29年4月から検針及び公金徴収に係る一連の業務を包括的に委託する。また、民間事業者のノウハウを活用しながら、収率の向上を図る。
28		住宅使用料滞納繰越分収率の向上 2-③	住宅課	滞納繰越分収率を平成28年度までに住宅使用料15.0%にする	実施	・収率=15.0%	・収率=8.2%	50%	滞納者への電話催告及び臨戸訪問の頻度を高める必要がある。さらには、失踪等により徴収の見込めない債権について、私債権管理条例に基づいての処理も有効な手段であることから、引き続き検討したい。関係各課との情報共有等により債権処理を進める。また、悪質な滞納者に対し、地方自治法に基づく強制執行も含め、滞納整理の強化に努める。



No.	重点項目	具体的な取組	所管課	取組指標	平成28年度				今後の課題等及び次年度以降の取組方針
					取組内容	取組実施計画	取組実績	達成率	
29		学校給食費滞納繰越分収納率の向上 2-③	学校給食課	滞納繰越分収納率を平成28年度までに学校給食費25.0%にする	実施 ・収納率=25.0%	・収納率=21.9%	75%	滞納者が納付困難者のみになりつつあることから、収納率向上が困難な状況にある。納付相談や臨戸訪問等を行う中で、更なる収納率の向上に努める。併せて、北杜市私債権管理条例に基づいた事務処理を進める。	
30		滞納処分の実施 2-③	収納課	滞納処分の実施件数 平成26年度=300件、平成27年度=310件、平成28年度=320件	実施 ・滞納処分件数=320件	・滞納処分件数=753件	100%	職員の人材育成やスキルアップの方策を含めた人的体制の整備とその継続が必要である。今後も山梨県地方税滞納整理推進機構の事業を活用し、県との連携を密にしながら職員のスキルアップを図るとともに、引き続き滞納処分を推進し、収納率の向上を図っていく。	
31		定住促進策の推進 2-④	地域課	定住促進計画を策定し、定住促進策を推進する	実施 ・事業の実施(進捗管理) ・ふるさと創生会議の開催	昨年度実施事業の進捗管理(ヒアリング)を行った。また、ふるさと創生会議を開催し、昨年度事業の達成状況等及び来年度事業の説明を行った。	100%	ハケ岳定住自立圏共生ビジョンに掲げる事業と連携を図る中で、取り組む必要がある。地方創生関係の交付金等を積極的に活用する中で、定住促進計画及び総合戦略に掲げる施策に優先順位を付けて取り組む。また、施策への取り組みについて、庁内においてPDCAサイクルによる進捗管理を行うとともに、ふるさと創生会議において意見を伺う。	
32-①		企業等誘致の推進 2-⑤	農政課	誘致企業数(農業生産法人含む) 1社以上/年	実施 ・誘致企業数=1社 (農業生産法人含む)	・誘致企業数=1社(農業生産法人)	100%	農政課については、参入企業の対応の早さに行政が対応できていないのが課題である。企業の情報収集を行い、参入企業の支援を検討し、雇用の創出や税収確保を図る。	
32-②	観光・商工課		観光・商工課については、農業生産法人以外の企業参入が乏しい状況である。企業訪問による聞き取りを行うとともに、参入希望企業には事業用地や空き工場等の情報提供を行い、助成制度により支援する。						
33		市有財産の有効活用、処分 2-⑥	管財課	普通財産の有効活用、処分 売却1件/年、貸付5件/年	実施 ・売却件数=1件 ・貸付件数=5件	・売却件数=4件 ・貸付件数=5件	100%	所有権移転が未完了の普通財産の取り扱いを検討する必要がある。固定資産台帳整備により、売却・貸付可能財産の洗い出しを行い、速やかに売却・貸付を実施していく。	
34		広報・ホームページへの広告掲載 2-⑦	政策秘書課	広告枠の稼働率を毎年度100%にする	実施 ・稼働率=100%	・稼働率=99.1%	75%	広報紙への広告掲載への応募が少なく、掲載期間の見直しが必要である。広報紙は3ヵ月連続での広告掲載を基本としているが、1ヵ月単位での掲載もできるようにする等、企業側のニーズに合うような募集も行っていく。	
35		封筒への広告の掲載 2-⑦	管財課	広告付封筒の作成枚数 5万枚/年	実施 ・作成枚数=5万枚	・作成枚数=10万枚	100%	引き続き広告主の募集を行い、安定的に自主財源の確保を図る必要がある。広告媒体として、平成28年度から角2封筒への拡大を図ったところであり、市外企業に対しても広告掲載を働きかける等、引き続き自主財源の確保に努めていく。	

No.	重点項目	具体的な取組	所管課	取組指標	平成28年度				今後の課題等及び次年度以降の取組方針
					取組内容	取組実施計画	取組実績	達成率	
36	3. 市民との協働による事業の展開と情報の共有化	「ふるさと納税」制度の推進 3-①	地域課	「ふるさと納税」の寄附件数 210件/年	実施	・寄附件数=210件	・寄附件数=428件	100%	市をPRするような返礼品の充実を図るため、返礼品の取り扱いについて基準を設ける等を検討する必要がある。返礼品の取り扱いや新たな掘り起こしについて、市内の生産者等から公募による提案を受ける等、基準を設けるよう取り組んでいく。
37		「環境保全協力金」制度の推進 3-①	政策秘書課	「環境保全協力金」の協力件数 20件/年	実施	・協力件数=20件	・協力件数=54件	100%	訪問件数を拡大し、更なる協力金の増額を図ることが課題である。協力金を活用し、整備した施設やイベントにおいて募金箱を設置する等、利用者等から協力を募るため、試験的に「道の駅はくしゅう」へ募金箱を設置した検証を行うとともに、新規企業の訪問件数を拡大し、更なる協力金の増額を図る。
38		「芸術文化スポーツ振興基金」制度の推進 3-①	生涯学習課	「芸術文化スポーツ振興協力金」 協力件数 4件/年	実施	・協力件数=4件	・協力件数=4件	100%	訪問企業全社からの協力が得られない状況である。引き続き、企業訪問を実施する中で推進していく。
39		環境保全基金の活用 3-②	政策秘書課	環境保全提案型事業の募集、採択数 15件/年	実施	・採択数=15件	・採択数=12件(申請数=14件)	75%	市民の環境保全を通じたまちづくりへの積極的な参加及び更なる活動の拡大を図る必要がある。南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会の各専門部会が行う環境保全事業や市民団体等による活動の拡大を図る。また、基金活用事業の報告会を開催し、協力者へ活用報告するとともに、多くの団体が環境保全事業へ取り組めるよう啓発していく。
40		芸術文化スポーツ振興基金の活用 3-②	生涯学習課	芸術文化スポーツ振興基金活用事業の 募集、採択数 10件/年	実施	・採択数=10件	・採択数=11件	100%	市として推進する事業内容の方向性を検討する必要がある。市民参加(特に子どもの参加)が得られるような事業の募集に努める。
41		災害時要援護者支援制度の推進 3-③	地域課	災害時要援護者支援制度の登録者数を 平成28年度までに500人にする	実施	・名簿登載者数=500人	・名簿登載者数=2,265人	100%	全体名簿の中から個人情報を提供することについて同意する方を増やし、平常時から関係者に同意名簿として提供することが災害への備えとして重要である。区長会等の様々な機会を活用し、また、市役所関係部局からの周知等により、同意名簿登載者を増やしていく。
42		通訳ボランティア制度の推進 3-③	地域課	通訳ボランティアの登録者数を平成28 年度までに19人とし、その活用を図る	実施	・登録者数=19人	・登録者数=23人	100%	通訳ボランティアの活用機会が少なく、活用方法等を検討する必要がある。市が実施する国際交流事業において協力いただいているが、活用の場が限られていることから、登録のみとならないように事業への積極的な参加を呼びかけていく。
43		介護支援ボランティア制度の推進 3-③	介護支援課	介護支援ボランティア制度のポイント還 元数 2,000ポイント/年	実施	・ポイント還元数=2,000ポイント	・ポイント還元数=2,774ポイント	100%	ボランティア活動及び介護支援ボランティア制度の理解及び認知度の向上、また、登録者の拡大に努める必要がある。登録者の拡大に向けて制度の周知を図る。また、当該制度を活用した在宅での生活支援サービスを検討する。
44		認知症サポーター制度の推進 3-③	介護支援課	認知症サポーターの登録者数を平成28 年度までに4,000人にする	実施	・登録者数=4,000人	・登録者数=5,538人	100%	認知症サポーター制度の認知度拡大及び認知症サポーターの増員を図る必要がある。また、キャラバン・メイトの活動の場の拡充に努める必要がある。引き続き、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を深める。また、キャラバン・メイトに対し、活動の場の創出やフォローアップ研修を行い、活動を支援する。
45		まなびの杜タレントバンク制度の推進 3-③	生涯学習課	タレントバンクの登録者数を平成28年度 までに70人とし、その活用を図る	実施	・登録者数=70人	・登録者数=73人	100%	小中学校事業でのタレントバンクの人材活用件数を増やす取組が必要である。校長会及び予算編成時に積極的な人材活用の依頼を行う。
46		図書館ボランティア制度の推進 3-③	中央図書館	図書館ボランティアの登録者数を平成28 年度までに200人とし、その活用を図る	実施	・登録者数=200人	・登録者数=182人	75%	ボランティアの人数、協力分野等、ボランティアの充実を図る必要がある。また、活動範囲について、各館での活動にのみ留まらず、拡大する必要がある。ボランティアの活動発表の場等、具体的達成感を提供する機会を創出するとともに、ボランティアの資質向上のため、研修会の実施や情報交換の機会を提供する。
47		障害者ボランティア制度の推進 3-③	福祉課	障害者ボランティア交流会またはフォ ロワーアップ講座を毎月開催する	実施	・毎月、障害者ボランティア交流会を 実施	・障害者ボランティア交流会を毎月開催するとともに、 フォロワーアップ講座を開催した。	100%	今後は、交流会やフォローアップ講座の実施内容の充実及びボランティアの質の向上に努める必要がある。継続的に事業を実施することで、障害者の地域参加の促進、また、地域市民との交流を図る。
48		認知症支援ネットワークの構築 に向けた取り組み 3-③	介護支援課	認知症支援ネットワーク会議を設置し、 認知症の方とその家族の支援に取り組む	実施	・認知症支援ネットワーク会議の設置、 運営 ・認知症の方と家族を支えるための社会 資源の情報提供の実施	認知症支援ネットワーク会議を設置した。また、認知 症の方とその家族を支えるため、医療・介護サービ ス等を示したガイドブックの活用を開始した。	100%	市民の認知症に対する正しい知識や理解の普及、また、認知症の方とその家族への支援の充実を図る必要がある。介護者のつどいの開催や認知症カフェの普及を支援し、認知症の方やその家族の精神的及び身体的負担の軽減を図る。また、あんきじゃんネットワークとの連携を推進し、地域における見守り体制を強化する。
49		地域委員会の活用 3-④	地域課	地域委員会の活用 諮問数 1件/年	実施	・諮問数=1件	・諮問数=0件(要望数=2件)	50%	各地域委員会からの要望等はあるが、市政への提言や諮問までの活用には至っていない。平成29年4月から新たに委員が任命されることから、地域委員会の役割等について委員及び職員に周知し、地域委員会が有効に活用できるよう、関係部局と連携する中で進めていく。
50		市ホームページの充実・行政情 報の発信 3-⑤	政策秘書課	市ホームページのアクセス数 100万ヒット/年	実施	・アクセス数=1,000,000件	・アクセス数=1,298,898件	100%	新ホームページのアクセス数を増やしていくことが課題である。年度当初にホームページ担当者へ操作研修を実施し、操作方法の取得と掲載記事事務取扱要領を周知する。こまめに情報の発信・修正を行うことでアクセス数を増やしていく。



No.	重点項目	具体的な取組	所管課	取組指標	平成28年度				今後の課題等及び次年度以降の取組方針
					取組内容	取組実施計画	取組実績	達成率	
51	4. 事務事業の抜本的見直しと民営化、民間委託の推進	事務事業外部評価制度の導入 4-①	企画課	事務事業外部評価委員会を設置し、評価結果を市政運営に反映させる	実施	・事務事業外部評価の実施	評価人・コーディネーターを行政改革推進委員にお願いする中で、外部評価を実施した。また、評価結果を受け、事業の見直し等を行い、必要に応じて翌年度予算へ反映させた。	100%	より効率的かつ効果的な市民サービス等の向上につなげるよう、実施手法の見直しや改善を行う必要がある。事務事業評価の透明性・客観性の向上を図り、事務事業のあり方の検証を含めた行政運営の効率化、職員の意識改革を図る。
52		市役所宿日直の民間活用 4-②	総務課	宿日直の民間委託を導入し、経費削減を図る	—	—	—	H27完了	—
53-①		上下水道料金徴収業務等の民間活用 4-②	上水道課	上下水道料金徴収業務等の民間活用	実施	・プロポーザル方式による業者選定、契約 ・業務引き継ぎ	民間委託事業者を決定し、業務の引き継ぎを行う中で、平成29年4月から徴収業務における委託を開始した。	100%	委託業務による顧客サービスの維持向上及び徴収率の向上等を図るとともに、効率的な業務に努め、経営改善への取組を推進する必要がある。地方公営企業法の適用へ向け、課題解決に向けた体制を確立する。
53-②			下水道課						
54		市営住宅管理等(入退去事務及び住宅料徴収業務)の民間活用 4-②	住宅課	市営住宅管理等を民間委託し、経費削減を図る	検討	・先進自治体の調査 ・導入可否の決定	民間委託を実施している自治体の先進事例を調査するとともに、費用対効果について調査、検討した。	0%	国では入居者の決定、家賃決定等は民間業者に委託できない事務としていることから、委託できる事務の範囲内における業務に係る費用対効果及び個人情報保護等を引き続き検討する必要がある。先進自治体の事例を調査し、委託方法及び費用対効果等の情報収集に努め、市営住宅における業務の民間委託の範囲等、民間委託の導入について更に検討する。
55		公共事業費の段階的縮減 4-③	財政課	1箇所(事業)当たりの単年度事業費が1億円を超える程度の主要な政策的事業を除く公共事業費を、平成28年度までに平成25年度対比9.0%削減(毎年度3.0%削減)する	実施	・平成25年度対比9%を削減(平成25年度対比▲107,281千円)	・平成25年度対比9.6%を削減(平成25年度対比▲114,327千円)	100%	主要施策を着実に推進するため、施策の有効性、効率性を的確に判断する必要がある。施策の有効性等を見極め、引き続き公共事業費の抑制に向けて積極的に取り組む。
56		市民バスの見直し 4-④	企画課	市民バスの効率化を図る	実施	・時刻表の改正 ・新たな公共交通の検討	南部巡回線の両回り運行を開始するため、時刻表の改正を行った。また、地域公共交通施策の方向性を明らかにするため、来年度に地域公共交通網形成計画を策定することとした。	100%	路線バスのみで広大なエリアをカバーするには限界があり、路線バス以外の「地域住民の足」に対する期待に応えられない状況にある。地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにする「マスタープラン」として、地域公共交通網形成計画を策定する。以降、計画に基づく事業を推進していく。
57		保育園通園バスの見直し 4-④	子育て支援課	保育園通園バスの廃止	実施	・利用状況調査の実施 ・保育園バス運営に関する方向性の決定	利用状況調査を実施する中で、子育て支援関連事業の制度見直しに併せ、園バスを含めた総合的な検討を課内で行った。	0%	公平性の観点から、利用料金の徴収を行う等の検討を進める必要がある。総合戦略において進める子育て支援の充実において、他施策と総合的に検討を進めることとし、当面は現状のとおり運行する。
58		小・中学校スクールバスの整備 4-④	教育総務課	小・中学校の統合及び市民バスの見直しに伴うスクールバスの整備を行う	実施	・スクールバスの購入 ・運行計画、運行業者の決定	スクールバス購入の入札を実施したが、全者辞退により不調に終わったため、繰越明許予算の設定を行う中で、購入に向けた契約準備を行った。	75%	需要増等により、大型・中型バスの納車まで数年を要す状況であることから、計画的な発注に取り組む必要がある。スクールバス更新計画に基づき、車両を更新するとともに、平成31年4月の高根地区統合小学校開校に向け、スクールバスの新規購入及び運行計画等を協議し、決定する。
59-①		大学や民間企業との連携 4-⑤	地域課	大学や企業等の連携による地域活性化事業へ取り組む	実施	・早稲田大学大学院講義への派遣 ・政策提言発表会の開催	早稲田大学大学院へ職員2名を派遣する中で、インバウンドによる地域活性化について調査・研究を行い、市政報告会において提言を発表した。	100%	各大学との連携により本市をフィールドとして活用し、事業を展開することで地域の活性化が図られている。引き続き、各大学と連携する中で様々な事業に取り組み、地域活性化を図っていく。
59-②	福祉課		あんきじゃんネットワーク事業を推進する	実施	・事業実施 ・関係者連絡会議の開催	協定事業者それぞれの業務の中で見守りに取り組んでいただいた。また、関係者連絡協議会を開催し、事業者と民生委員の連携が図られた。	市民に事業内容を知っていただくとともに、引き続き事業所において緩やかな見守りに協力していただく必要がある。事業所においても事業に対して非常に積極的であることから、今後においても、民生委員、事業所、市がお互いに連携を図っていく。		
60	出資法人の経営健全化の推進 4-⑥	企画課	出資法人の経営健全化を推進する	実施	・経営状況の確認	経営健全化に向け、経営状況の聞き取りを行う中で、適切な指導・助言を行った。	100%	事業の簡素化や効率化に努め、経費の削減を図り、事業運営の改善を図る等、出資法人自らの意識改革が必要である。公共サービスの担い手として自立的な法人経営を行うよう、引き続き経営改善に向けた取組を促進するよう指導や助言を行っていく。	
61-①	経営改善計画の推進 4-⑦	上水道課	公営企業会計への基準外繰出金を平成28年度までに30,000千円削減する	実施	・削減額=30,000千円	・削減額:15,000千円	100%	一般会計からの基準外繰出金を縮減し、独立採算を目指すことは重要であるが、安易に料金に転嫁させるのではなく、事業経営上、できる限りのコスト削減を図りながら、公営企業法の適用へ向けて経営改善を進めなければならない。また、限られた財源の中、公債費は増加傾向であり、次年度以降の数値目標の見直しが必要である。公営企業会計の導入へ向けて整備を進めている財務諸表等により、現状の経営状況を明確にし、経営の効率化・健全化に向けた取組として経営戦略を策定し、公営企業法の適用に向けて、経営改善を推進する。	
61-②		下水道課							・削減額:20,520千円
62	簡易水道統合計画の推進 4-⑦	上水道課	工法等の見直しにより工事費を縮減する	実施	・次年度の事業内容の検討・見直し	工法・単価等、比較・検討を行うとともに、次年度以降の事業内容の見直しを行い、コスト削減に努めた。	100%	簡易水道統合整備国庫補助事業の延長経過措置等、国の動向を注視する中で、老朽化の著しい水道管及び漏水事故が多発する管路について、優先的に布設替えの実施を行う必要がある。簡易水道統合整備計画の事業精査を行い、配水管布設工事・本復旧舗装工事を実施する。また、水道施設中長期整備計画及びアセットマネジメント策定業務により、施設の統廃合や水道施設の重要度を考慮し、更新計画の策定を行う。	
63	下水道整備計画の推進 4-⑦	下水道課	工法等の見直しにより工事費を縮減する	実施	・今年度発注予定区間の設計計画の検討 ・来年度発注予定区間の検討	低コスト整備手法(マンホール数の削減、曲管)での施工を実施するとともに、下水道接続意向調査の結果を踏まえ、来年度の施工計画の確認を行った。	100%	下水道事業計画区域の見直しを行い、下水処理施設の長寿命化整備を進めるとともに、施設の統廃合を計画的に実施する必要がある。清里南部処理施設の長寿命化整備を継続的に実施するとともに、清里駅前処理区(公共下水)及び下念場処理区(農業集落排水)を清里南部処理区(公共下水)に統廃合し、維持管理経費の削減を図る。	
64	病院、診療所の経営改善 4-⑧	健康増進課	病院事業特別会計の経常収支比率を、平成28年度までに塩川病院102.5%、甲陽病院100.1%、辺見診療所106.0%、白州診療所105.0%にする	実施	・塩川病院 = 102.5% ・甲陽病院 = 100.1% ・辺見診療所 = 106.0% ・白州診療所 = 105.0%	・塩川病院 = 100.4% ・甲陽病院 = 96.1% ・辺見診療所 = 108.8% ・白州診療所 = 108.4%	75%	今後も医療スタッフの確保等に努めるとともに、抜本的な経営改善を推進していく必要がある。将来のあるべき医療提供体制を実現するための第3次病院改革プランに基づき、持続可能な経営を実現するための行動計画を策定するとともに、数値目標等を達成するための改革や住民に対し適切な医療を提供できるよう経営改善に向けて取り組む。	
65	施設の有効活用、整理統合 4-⑨	企画課	他用途での活用や統廃合に向け検討するため、(仮称)公共施設再配置基本方針を定める	設定	・管理計画及び最適配置に向けての基本方針の策定	パブリックコメントを実施する中で、公共施設等総合管理計画及び公共施設最適配置に向けての基本方針を策定した。	100%	公共施設等総合管理計画で掲げた目標達成に向け、公共施設最適配置に向けての基本方針に基づき、全庁的に取り組む必要がある。公共施設等の総合かつ計画的な管理を着実に推進するため、全庁的な取組体制を構築し、職員一人ひとりが公共施設が抱える課題や状況をしっかりと把握する中で、公共施設等のマネジメントを推進していく。	
66	小・中学校適正配置実施計画の推進 4-⑩	教育総務課	統合計画案を市民に説明し、統合計画を策定する	設定	・高根地区小学校統合についての準備 ・中学校統合について、意見の分析及び内容の検討	・高根統合小学校準備検討委員会を設立するとともに、新しい学校名について検討を重ね、決定した。 ・中学校統合に向け、教育委員会として意見を公表した。	75%	新高根東小学校の開校に向け、滞りなく準備を進める必要がある。新高根東小学校の校歌、校章を決定するとともに、その他開校に向けて各部会を開催し、準備を進める。	



No.	重点項目	具体的な取組	所管課	取組指標	平成28年度				今後の課題等及び次年度以降の取組方針
					取組内容	取組実施計画	取組実績	達成率	
67	5. 経営改革への取り組みと活力ある組織づくりの推進	再任用、嘱託職員の任用方法見直し 5-①	総務課	再任用、嘱託職員の任用方法の見直しを行い、再任用職員等を任用することで多様化するニーズに対応する	実施	・再任用職員の採用 ・嘱託職員の任用	多様化するニーズに対応できるよう、再任用職員等を任用した。	100%	事務職の定年退職者における再任用職員制度による採用について検討する必要がある。今後も、再任用職員制度による採用を行う。
68		資格取得支援制度の推進 5-②	総務課	資格取得支援制度を創設し、制度を推進する	検討	・制度創設における適用範囲を含めた調査、検討	資格取得支援制度における範囲について、業務外の資格取得を支援することは困難であるため、制度創設を見送った。	50%	資格取得支援制度の創設は見送ることとなったが、多様化するニーズに対応するとともに、職員の自己啓発に対する意欲を促進する必要がある。今後は「人財育成の充実」に集約する中で、資格取得支援のあり方について検討する。
69		マイナンバー制度の取組 5-③	総務課	マイナンバー制度導入による行政サービスの向上を図る	実施	・情報収集	情報収集に努めるとともに、各自治体間で運用に向けてテストを実施し、来年度からの事務運用が正しく遂行できるか確認作業を実施した。	100%	運用テストの結果を踏まえ、情報連携における課題を把握し、本格運用に向けて着実に準備を進める必要がある。情報連携の本格運用に向けた準備状況の把握に努めるとともに、運用開始後も制度利用拡大等の情報収集に努め、市民サービスの向上へつなげていく。
70		人事評価制度の推進 5-④	総務課	人事評価制度を実施し、効率的な人材活用及び組織力の向上を図る	実施	・人事評価の実施 ・システム導入に向けた取り組み	評価者を対象とした研修会を実施するとともに、手引きに基づき、人事評価を実施した。また、人事評価システムを構築し、操作研修会を実施した。	100%	職員の能力開発及び人材育成、職員の人事処遇、給与処遇等、人事評価の活用を推進していく必要がある。人事評価の結果を職員の能力開発及び人材育成に活用するとともに、職員の人事処遇、給与処遇について、関係機関と協議する中で、慎重に検討を進める。
71		管理職登用試験の導入 5-④	総務課	管理職登用試験を導入し、効率的な人材活用及び組織力の向上を図る	検討	・人事評価制度導入による管理職登用試験について検討	人事評価制度導入に伴う処遇反映との関連を踏まえた管理職登用試験について検討した。また、管理職登用試験として個別面談を実施した。	100%	管理職登用試験を導入したが、引き続き人事評価制度による処遇反映との関連を踏まえた管理職登用試験の検討を行う必要がある。人事評価制度の活用を含め、管理職登用試験のあり方等を検討する。
72		組織機構の見直し 5-⑤	企画課	組織機構の見直しを行う	実施	・ヒアリング実施 ・行政組織改革検討委員会の開催	平成29年度からの行政組織再編に向け、ヒアリング及び行政組織改革検討委員会を開催するとともに、事務分掌の見直しに伴う条例改正等を行った。	100%	複雑多様化する行政事務に対し、効率的な事務処理や意思決定の迅速化による市民サービスの向上を目指すため、効率のよい行政組織を構築する必要がある。各部署から現状や課題を聞き取る中で、行政組織の更なる効率化を図る。
73		人材育成計画の推進 5-⑥	総務課	職員研修参加人数(延べ)350人/年 人事交流10人/年	実施	・研修参加=350人 ・人事交流=10人	・研修参加=865人 ・人事交流=14人	100%	研修の充実等による、組織全体での計画的な職員の能力開発・人材育成に取り組んでいく必要がある。引き続き、職員研修を通して、政策形成能力及び行政経営能力の向上を図り、複雑で高度化する課題に的確かつ積極的に取り組む意欲や能力を持つ職員の育成に努める。
74		職員提案制度の推進 5-⑦	総務課	職員提案を募集し、採用された提案の早期導入に努める 2件/年	実施	・採用数=2件	・採用数=2件	100%	職員の創意工夫や改革及び改善に取り組む職場環境づくりを促進し、勤務意欲の高揚、能力向上を図ることで市民サービスの向上や経費節減等につなげる必要がある。引き続き、職員のアイデアを引き出し、事務改善の推進や職場の活性化を図り、職員の創意や知識が活かされた提案を施策や事業に反映させる。
75	総合支所、出張所のあり方の検討 5-⑧	企画課	総合支所、出張所のあり方を検討する	検討	・総合支所、出張所のあり方について検討	総合支所及び出張所の状況把握に努めた。	50%	公共施設等総合管理計画及び公共施設最適配置に向けての基本方針に基づき、今後は周辺施設との複合化や多機能化について検討する必要があることから、施設の複合化や多機能化の可能性を検討するとともに、市民サービスの低下を招かないよう、引き続き行政組織や事務分掌の見直しに努める。	